

台湾第四原発仲裁事件から見た台湾仲裁法の特徴と問題点

王欽彦（静宜大学〔台湾〕法律学系・副教授）

台湾（中華民国）は日本にとって中国・アメリカ・韓国に次ぐ第四位の貿易輸出国であるが（日本貿易会・2011年）、日本と国交がないため、裁判所による司法共助が実施できず、活発な人的・物的交流に伴って頻発する紛争の実効的解決は仲裁に頼らざるを得ないとの指摘がある。1998年に全面改正された台湾の仲裁法は、モデル法を参考にして仲裁制度の国際化を目指したものとされるが、実際にはモデル法と異なる発想や規制がいくつかあり、モデル法を取り入れた日本法やドイツ法から見れば、台湾法はかなり特殊なものといえる。そのため、台湾で仲裁を行う場合には、台湾仲裁法の特殊性に注意を払う必要がある。本報告は、近時の事例、すなわち台湾第四原発の建設工事に関する仲裁およびその仲裁判断取消訴訟を取り上げ、そこに現れた台湾仲裁法の特殊性と問題点について検討を行うものである。

本件の事案は次のようである。台湾の国営企業「台湾電力株式会社」（以下、台湾電力）は、第四原発の建設に際して、米国の Stone & Webster Asia, Inc.（以下、S社）と顧問契約を締結していたが、それに関して紛争を生じ、S社は2007年5月10日に台北の中華民国仲裁協会に仲裁の申立てをした。台湾電力は台湾大学詹森林教授、S社は香港弁護士鄭若驊女史を仲裁人に指名し、両仲裁人が2007年10月15日に台湾弁護士羅明通氏を第三仲裁人と指名して、仲裁手続が開始した。

台湾仲裁法21条は仲裁期間に関する規定を置き（原則として6ヶ月間、必要に応じて3ヶ月間の延長が可能）、期限を過ぎると当事者が訴訟を提起できると定める。本件事案の複雑さに鑑み、両当事者は3ヶ月間の延長を合意し、2008年7月15日を仲裁の期限とした。さらに、7月12日の審問期日において、2008年8月31日までに仲裁廷が仲裁判断書を作成し中華民国仲裁協会に送るよう、両当事者と仲裁廷が期限の再延長に合意した。

しかし、仲裁廷は8月31日になっても仲裁判断を下さなかった。中華民国仲裁協会は、9月1日（月曜日）午後の電子メールで、9月15日まで期限を延長するか当事者に尋ねたが、台湾電力は、9月4日午前台北地裁で訴えを提起し、同日午後、仲裁廷および中華民国仲裁協会に期限延長に同意しない旨の通知を行った。ところが、同日午後、中華民国仲裁協会から仲裁判断書が台湾電力に届いた。仲裁廷が9月3日に国際電話および電子メールで意見を交換して仲裁判断の原本を作成、仲裁人がそれに署名して午後6時前に中華民国仲裁

協会にファックスで送ったためである。仲裁判断は、台湾電力に対して、S社に23,677,790米ドル（当時のレート1米ドル=108円で約26億円）と仲裁手続に関する出費・弁護士費用として3,184,857米ドル（約3億4千万円）の支払い、及び中華民国仲裁協会に納めた仲裁費用の74%の負担を命じた。台湾電力は仲裁判断取消しを求めて訴えを提起し、S社は裁判所に対し仲裁判断執行許可の申立てを行った。

この事件でまず問題になるのは、当事者が合意した期間を徒過して下された仲裁判断の効力である。日本法・ドイツ法など、モデル法に範をとる仲裁法には仲裁期間に関する規定はない。台湾仲裁法は具体的な期間規定を有するほか、期間を過ぎると当事者が起訴できるという厳しい効果規定を置く。従って、台湾で仲裁を行い、台湾仲裁法が準拠法となる場合には、期間の厳守が重要になる。仮に仲裁廷が9ヶ月間（3ヶ月間の延長をした場合）以内に判断を作成できない場合、期間延長について当事者の同意を得る必要がある。もっとも、本件のように当事者が期間の再延長に同意せず起訴したところ、同日午後には仲裁判断書が送達された場合にはどうなるか。本報告においては、これに関する台湾裁判所の判断を検討し、併せて、台湾仲裁法の採用した立法政策の問題点を析出することを試みる。

次に、本件では、仲裁申立人の請求額を超える仲裁判断の適法性が問題となる。すなわち、本件仲裁判断は、ある請求項目について、S社の請求金額より約200万ドルも高い金額の支払いを台湾電力に命じた。この部分の仲裁判断は仲裁申立人の申立ての範囲を超え、越権判断に当たるとして取り消されうるか。本件において台湾裁判所は、当該請求項目につき仲裁判断は申立人の請求額を超える額の支払いを命じるが、それが当事者にとって予見可能であり、加えて、仲裁判断の命じた給付の総額は申立てに係る請求の総額を超えていないので、仲裁判断は越権判断にあたらないという。本報告においては、この点についても検討を加えることとしたい。

最後に、本事件から窺える台湾仲裁法の特殊性は、仲裁判断の執行許可手続と仲裁判断の取消手続が分離・独立しており、前者は後者に対して何ら影響も及ばないということであろう。台湾仲裁法上、仲裁判断の執行には裁判所の許可が必要であるが、執行の可否についての審査手続は非訟事件と一般に観念され、執行拒絶事由の存否に関する裁判所の決定には既判力がなく、当事者や裁判所を拘束しないというのが台湾の通説・判例である。本件は、執行決定手続の裁判所と取消訴訟の裁判所の見解が齟齬した場合に、結局、後者の判断が優先することを示すが、これも台湾仲裁法の特殊性とみることができよう。